

# 風営法施行条例が、平成23年1月1日より改正されます。

## 群馬県警察本部生活安全企画課

### 1 政令改正の内容（平成23年月日施行）

出会い系喫茶営業が風営法上の規制対象に追加されます。  
風営法上のラブホテル等営業の範囲が拡大（要件追加）されます。  
営業禁止区域内等における既存業者の既得権は認められます。

### 2 出会い系喫茶営業の規制（条例改正）

出会い系喫茶営業は、商業地域以外では営業できなくなります。  
商業地域であっても、保護対象施設（学校・保育園・図書館・老人福祉施設・公園等）から200mの範囲内では営業出来ません。

### 3 ラブホテル等営業範囲の拡大（政令改正）

追加される要件

休憩料金表示

玄関等の遮へい

フロント等の遮へい措置  
（国家公安委員会規則事項）

客が従業者と面接しないでその利用  
する個室に入ることができる施設  
（客室案内板等）

- ・回転・振動ベッド
- ・特定用途鏡
- ・専ら異性を同伴する客の性的好奇心に  
応ずるため設けられた設備
- ・アダルトグッズ自販機等

自動精算機等

赤字は改正により追加される要件

### 4 営業者の方々へのお願い

今回の法改正により、ラブホテル等の営業所が「追加された要件」に該当することとなった営業者の方及び規制対象となる「出会い系喫茶営業」営業者の方は、施行日から平成23年1月31日までに営業所を管轄する警察署の生活安全課に営業開始届出を行わなければなりません。

相談先 群馬県警察本部生活安全企画課（027-243-0110 内3021）又は、  
各警察署の生活安全課